

自治体・業界団体への意見照会結果

都市計画情報の更なる高度化・効率化に関する検討の方向性

都市計画情報のデジタル化・オープン化のポイント

ポイント①

デジタルによる正確かつ効率的なデータ整備・更新、3D都市モデルとの一体整備

- ポイント 1 - 1 : 都市計画情報のデジタル技術活用による効率的・効果的整備
- ポイント 1 - 2 : 都市計画情報のCity GMLによる整備・標準化

ポイント②

様々な社会課題に対応する分野横断的なデータ活用環境の整備

- ポイント 2 - 1 : 都市計画GISデータの一層の利活用
- ポイント 2 - 2 : GISのシステム動向について

ポイント③

都市計画情報のオープンデータ化の推進

- ポイント 3 - 1 : 都市計画情報のオープンデータ化の実施方法
- ポイント 3 - 2 : 個人情報への配慮

自治体担当者の意見質問 (現場の声)

地方公共団体への 関連3文書の意見照会

- 1) 都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス (概要)
- 2) 都市計画データ標準製品仕様書
- 3) 都市計画基礎調査実施要領

① 関連3文書の意見照会
10/21~11/18

<1),3)は地方公共団体担当者、
2)は民間事業者にて回答>

② その他 : 自治体質問意見内容(匿名)
<現場の課題等>

関連文書の改訂 技術検討 (技術実証)

関連3文書の改訂

ガイダンス等への
成果反映

都市計画情報の 技術検討・技術実証

都市計画情報の更なる高度化・効率化

自治体・業界団体への意見照会結果概要

【対象者】 1) **ガイダンス**、3) **基礎調査実施要領** (2) 標準製品仕様書については業務発注に関する質問のみ回答)

都道府県および市区町村の都市計画・まちづくり関連部署担当者

2) **標準製品仕様書**

データ整備に係る業界団体・民間事業者 (個別民間事業者は自治体経由で依頼)

【回答状況】 合計 1,083 (都道府県38、政令市20、市区町村1,025)

※都道府県のうち、宮崎県からは意見なしとの回答 (九州地整より) で未計上

※未回収の8県についてはリマインドして回収の上、最終とりまとめ・関連文書への反映を行う予定

【意見照会】 1) **ガイダンス (概要版)**

➤ **ガイダンスのわかりやすさ (4段階)**

➤ **ガイダンスに関するご意見 (該当箇所、意見の種類(理解困難、変更/追加要望等)、具体内容) 等**

自治体

自治体

2) **標準製品仕様書**

➤ **業務発注にあたっての問題点や課題 (発注仕様書のイメージを提示)**

➤ **標準製品仕様書に基づくデータ整備・更新の実績について (①地理情報標準準拠、②XML形式)**

➤ **標準製品仕様書のわかりやすさ (4段階)**

➤ **標準製品仕様書に関するご意見 (該当箇所、意見の種類(理解困難、変更/追加要望等)、具体内容) 等**

自治体

事業者

事業者

事業者

3) **基礎調査実施要領**

➤ **実施要領のわかりやすさ (4段階)**

➤ **実施要領に関するご意見 (該当箇所、意見の種類(理解困難、変更/追加要望等)、具体内容) 等**

自治体

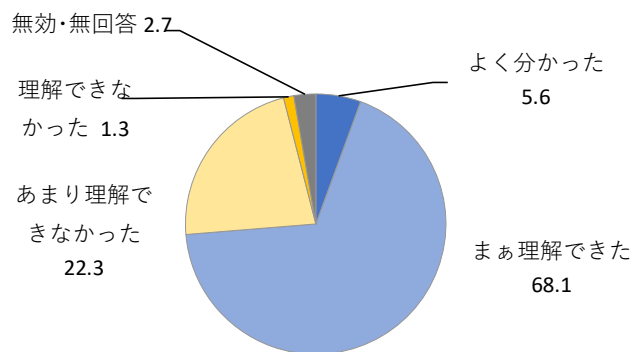
自治体

自治体・業界団体への意見照会結果（①関連3文書のわかりやすさ）

【設問】 3文書のわかりやすさ（4段階）について

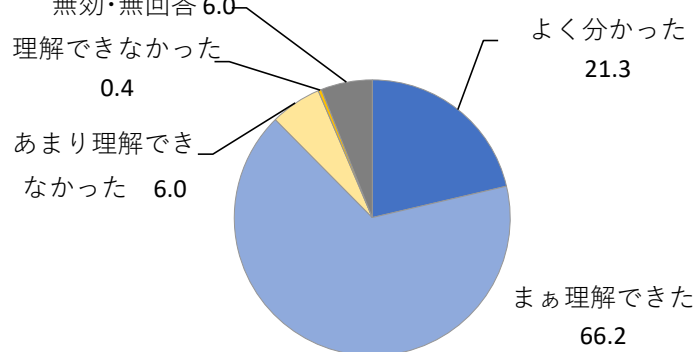
- 「よく分かった」「まあ理解できた」の割合を合計すると、①ガイドンス（概要版）では73.7%、②標準製品仕様書では87.5%、③実施要領では71.7%となっており、全体の70%超の自治体担当者や民間事業者が一定の理解を示している。

(2)1)ガイドンスのわかりやすさ
N = 1083



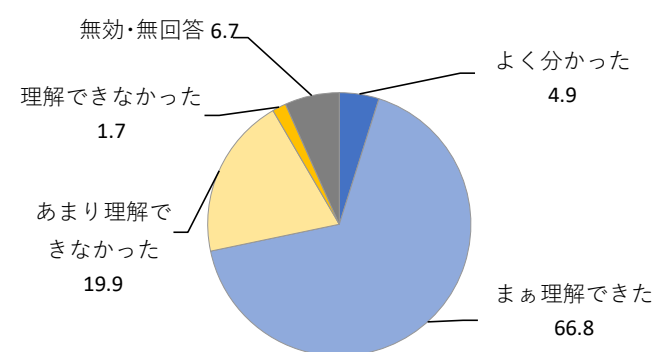
自治体

(3)3)都市計画データ標準製品仕様書(案)のわかりやすさ
N = 465



事業者

(4)1)実施要領のわかりやすさ
N = 1083



自治体

自治体・業界団体への意見照会結果 (②業務発注にあたっての問題点や課題／データ整備・更新に係る実績)

【設問】 3 業務発注にあたっての問題点や課題について

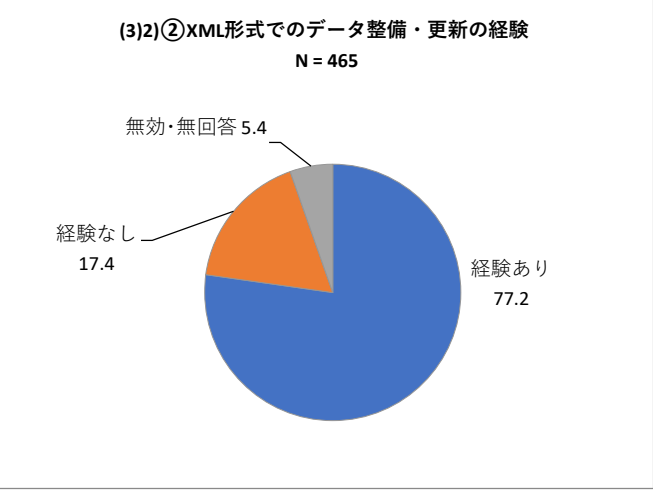
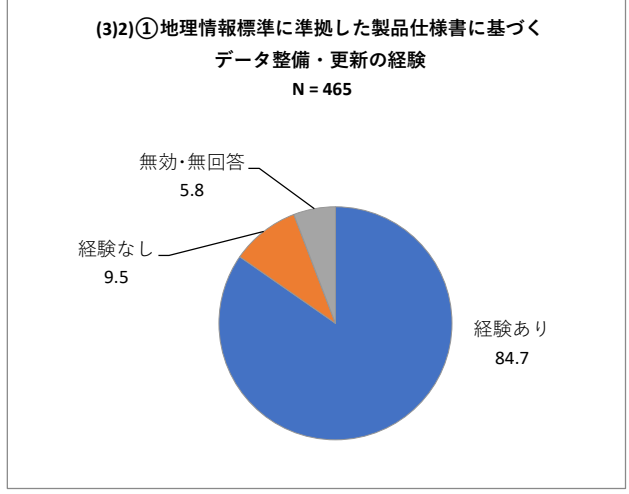
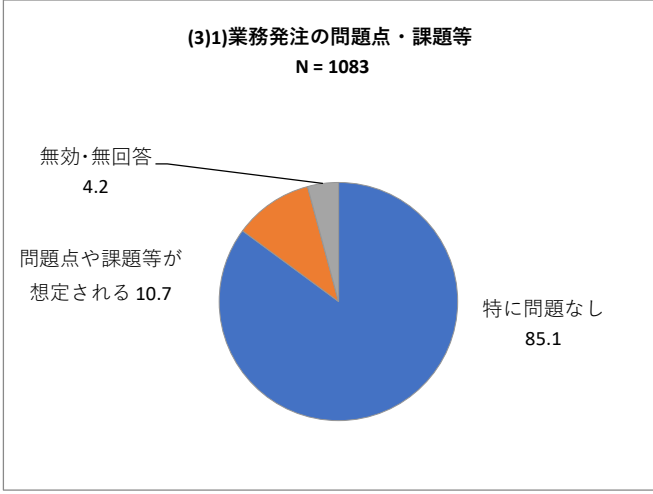
- 「特に問題なし」が85.1%となっており、提示した発注書仕様書のイメージで業務発注にあたっては大きな問題はないものと想定される。

自治体

【設問】 標準製品仕様書に基づくデータ整備・更新の実績について

- 地理情報標準に準拠した製品仕様書に基づくデータ整備・更新の経験有無に関して、全体の84.7%が「経験あり」と回答しており、大半の事業者が会社としての実績を有している。
- XML (GMLやCityGMLを含む) 形式でのデータ整備・更新 (出力) の経験有無に関して、全体の77.2%が「経験あり」と回答しており、前項目よりも7.5%下がるものの、80%弱の事業者が会社としての実績を有している。

事業者



自治体・業界団体への意見照会結果（意見照会結果にもとづく主な論点）

	(1)品質・フォーマットに関する事項	(2)データ整備・更新に関する事項	(3)ガイダンスの内容に関する事項	(4)その他
①都市計画基本図に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> DM形式とCityGML形式の関係 <p>【詳細意見1）～3）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の統合型GISが住宅地図をもとに構築されている場合の扱い 部分更新の場合の扱い 空中写真取得の際の建物高さの扱い <p>【詳細意見19）～22）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産課税用の航空写真の取り扱いを明確にして欲しい <p>【詳細意見43）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画基本図の更新は義務なのか任意なのか 地理院のデータをより活用したい <p>【詳細意見56）～57）】</p>
②都市計画基礎調査に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 自治体毎の追加コード、独自調査の追加方法 過去のデータの取り扱い <p>【詳細意見4）～6）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳等の取扱い 直営調査の取り扱い 都道府県と市町村の役割分担 既存調査（国勢調査等）との整合性、調査項目の考え方⇒【別紙1】 <p>【詳細意見23）～28）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法との関係 <p>【詳細意見44）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の本省からの調査への有効活用を図って欲しい <p>【詳細意見58）】</p>
③都市計画決定情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定データの縮尺等の精度やフォーマットを指定する必要がある 既存の紙上の線の太さと、デジタル図面上の線の太さの整合性 <p>【詳細意見7）～8）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 古い都市計画情報の取り扱い 過去の建築指導との整合性への不安 都計変更時のデータの扱い <p>【詳細意見29）～32）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化・オープン化が進んでいない理由と対応方針等の追記 紙からデータにする際には精度誤差が生まれる可能性があり、過去の指導との差分に関する留意事項の記載 <p>【詳細意見45）～46）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法定図書を今後デジタル化していく方針なのか 古いデータの確認作業、データ整備、地形図等を行うとなると、市町村の財政状況からかなり厳しい。 <p>【詳細意見59）～62）】</p>
④共通事項	<ul style="list-style-type: none"> CityGML形式での整備における費用や変換作業への懸念 既存の統合型GISとの互換性 必須項目の中でも整備が困難な項目がある場合の取り扱い <p>【詳細意見9）～18）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ更新が滞っている場合の対応 データ整備の手順書が必要 必須項目の取り扱い 部分更新の取り扱い 費用面の懸念 <p>【詳細意見33）～42）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専門用語が多いので解説の追記 オープンデータの取り扱いや注意点の明示 3D化のコスト、メリット及びランニングコストの明記 財政部局を説得できるだけのメリットの提示 オープンデータ化をどのプラットフォームで進めていくのか追記 製品仕様の概要を纏めて欲しい 部分的な更新、段階的な整備への対応 <p>【詳細意見47）～55）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算の確保が困難。国からの支援が必要。 技術的な支援が必要⇒【資料3-3】 <p>【詳細意見63）～68）】</p>

自治体・業界団体への意見照会結果（主な意見） (1)品質・フォーマットに関する事項

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

①都市計画基本図

- 1) 都市計画基本図は公共測量作業規程に基づき数値地形図データファイル仕様（DM形式）にて整備。今後は、公共測量作業規程及び都市計画データ製品仕様書（案）を準拠図書とする場合、DM形式とCityGML形式の双方をデータ整備する必要があるのか。
- 2) 都市計画基本図の形式としてDMも入れてほしい。
- 3) 最新のDMコードに合わせる必要がある。

➡ ガイダンスに反映
（将来的に公共測量成果の納品をCityGMLも可能となるか関係機関に確認）

➡ ガイダンスに反映（基本はCityGML形式）

➡ 製品仕様書に反映
（作業規程の準則 付録7 R2.6.9版を使用）

②都市計画基礎調査

- 4) 自治体の独自コードを追加できるのか。
- 5) 細分類に「防災倉庫」を追加してはどうか。
- 6) 過去の調査と比較し都市の動向を把握するものであるが、過去からの積み上げも含めてCityGMLとするのか。そもそも基礎調査要領ではGISファイルを作成するという書きぶりになっているが、併せてCityGMLも作成が必要か。

➡ 作業手順書で補足。
（「拡張製品仕様書」として追加可能。）

➡ 過去データのCityGML化については検討会でも議論予定

③決定情報

- 7) 法定図書をデータとする場合は、都市計画決定データの縮尺等の精度やフォーマットを指定していただきたい。
- 8) データ化した都市計画情報を拡大表示する際に、線の太さは土地利用規制や建築制限など実務上重要である。実務上の混乱をまねかないような基本的な考え方や基準を示してほしい。

➡ デジタル化の方針を検討した上で、標準製品仕様書等に記載予定

➡ 今後要検討

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

9) CityGML化について整理の作業が増えることに伴い費用が増大しそうな印象を受けるがどうか。CityGMLのデータ変換についてFMEの変換パラメータの提供などは検討いただけるか。



具体的な費用対効果を記載予定
FMEテンプレートのサンプルを検討予定

10) 地方では3D化のメリット・利活用案が無く財政サイドとの交渉に苦慮（事業効果の説明）するため、CityGMLのメリットを説明頂きたい。CityGMLを標準化としている合理的な理由、CityGMLで出来ることできないこと等Shapeとの違いも含めて説明をお願いしたい。



ガイダンス・データ編およびユースケース編に記載

11) 本市で運用しているGISは、他部署のGISデータ（道路台帳、公園台帳、地番図、苦情処理や各種手続きで提出された書類データ）とも紐づいており、他部署との調整が必要である。



統合型GISとの連携についてガイダンスに記載

12) データ形式について、CityGMLでの公開を原則としと記載があります。今後の都市計画基本図作成の際の空中写真撮影は、家屋に高さを設けることを想定した条件(DSM作成を考慮した条件)での計画が必要ということでしょうか。



都市計画データの整備において、DSM作成を考慮した計画も必須ではない。ただし、3D都市モデルとの一体的な整備の場合には、DSM作成可能な計画が必要

13) 既存システムのデータをすべてCityGML形式に変換し、CityGML形式のまま運用をするのではないことを強調してわかりやすく書いてほしい。



意見をもとにガイダンスに記載

自治体・業界団体への意見照会結果（主な意見） (1)品質・フォーマットに関する事項

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

14) 精度の均質性を保つため、座標の桁数・丸め方を明示してほしい。

15) 属性名の日本語表記が必要。

16) 各自治体で整備項目が異なっている。拡張製品仕様書で対応することで発注者・受注者の負担が増加する。オープン化されたデータを使いやすいものとする上でも、必要な整備項目を統一すべきではないか。

17) 普及に向けて、DM又はShape⇔CityGMLの変換やCityGML形式の品質チェックに係るガイドラインやツールを提供してほしい。既存の数値地形図から容易に変換できることが望まれる。

18) 都市計画決定データ等はすべて2500の精度で作成しており、250にするとなるとすべて作り直しとなる。その際に生じる費用の補助は出るのか。また、具体的に250で作成する項目が決まっていれば、案内をいただきたい。

対応方針（案）

製品仕様書に反映

作業手順書に反映
(付属資料として対応表を含める)

ガイダンスに反映

今後の技術支援策を検討
運用と合わせて検討

必須事項ではなく、ハイブリッド地図など精度向上のための先進事例として扱う予定であり、誤解の無いように記載を工夫する予定

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

①都市計画基本図

19) 既存の統合型GISが住宅地図を元に構築されている場合、都市計画基本図をGIS化するメリットがない



ガイダンスにGIS化のメリットを記載

20) 部分更新について、庁内の既存資料による図面更新フローとなっている。資料から図形を作成した場合、空中写真測量による取得基準と異なり、公共測量作業規程にもない手法となっている。部分更新は公共測量申請を行わず、各庁内で利用にとどめた更新の認識か。また、全面更新の際、部分更新済み箇所についても取得基準が異なり修正対象になる認識か。



公共測量成果の考え方を整理の上、記載内容を再検討予定

21) 航空写真撮影や図化を行うためには費用面が課題となる。本市では固定資産課税用に撮影した航空写真が存在するものの、都市計画基本図作成に使用可能であるか整理が必要である。



ガイダンスに記載予定

22) 都市計画基本図作成の際の空中写真撮影は、家屋に高さを設けることを想定した条件(DSM作成を考慮した条件)での計画が必要ということでしょうか。



DSM作成を考慮した計画も必須ではない。ただし、3D都市モデルとの一体的な整備の場合には、DSM作成可能な計画が必要。

②基礎調査

23) 住民基本台帳等の取扱いについては市町村で独自の運用方針を定めている場合がある。オープン化を考える上でまず法的根拠を示す必要があり、技術面以外の課題があると思う



関連通知を発出予定

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

24) 本市では都市計画基礎調査を直営で実施しているが、ガイドランス（概要版）や都市計画基礎調査実施要領の記載を見る限り、調査を外部委託することが前提であるように感じられる。外部委託する場合、費用面が課題となる。

25) 基礎調査データを各市町村レベルで標準製品仕様で整備するのは、現行方法からすると負担が大きい。都道府県において標準製品仕様として整備して頂きたい（現行では市町村作業は紙ベースで更新内容を整理し、都道府県が各市町村更新内容を集約）。

26) 都市計画基礎調査に関して、旧要領や旧測地系により作成されたデータを使って他時期比較する具体的な方法等が、ガイドライン等に記載されているとありがたい（例えば、メッシュ単位の情報等）。

27) 標準製品仕様書において、基礎調査のデータ整備範囲が明確化されるとよい。

28) 基本図をベースとして基礎調査を実施する流れが望ましいことは理解しているが、基礎調査結果を踏まえて基本図の更新を行う手法も整理いただきたい。比較的マストな基礎調査結果を基本図更新に活用することにより、本来であれば財政的に困難な基本図の定期的見直しを実施できる可能性を見出している。

対応方針（案）

市の直営での調査実施も想定して内容追記予定

現行方法をベースに都道府県と市町村にて役割分担検討

ガイドランスに記載（活用事例）

都市計画基礎調査実施要領に記載

意見をもとにガイドランスへの記載を検討予定

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

29) デジタル化（GIS）化する際に座標を持っていない、古い都市計画決定情報等の取り扱いや、過去の都市計画決定（例えば昭和40年ごろの建設省決定等）でその当時の決定が生きている場合の都市計画情報（CityGML化）の取り扱いについてご教示いただきたい



デジタル化の必要性をガイダンスに記載。古い都市計画情報等の取扱いについては、考え方を要整理

30) 都市計画基本図と都市計画決定の位置正確度や時点が異なることがあり、重畳すると都市計画決定時点で非対象の建物が、表示上法53条建築制限の対象として表現される場合が危惧される。また、都市計画図書そのもの（法令上の縦覧などの手続も含めて）をデジタル化することにつながるものなのか。つながる場合、法令上の支障については検討がなされているのか。



都市計画図書のデジタル化に関する法令上の扱いと課題はガイダンスに記載予定

31) GIS化による古い都市計画図とのずれに対する都市計画変更のあり方や考え方をまとめていただき、都道府県決定や市町村決定及び協議における簡易化を検討して頂きたい。



古い都市計画決定情報等の取扱いについて、考え方を要整理

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

③ 決定情報

32) 都市計画図は都市計画変更するたびに更新されるものである
ので、都市計画基本図や都市計画基礎調査データと整備時期のタ
イミングを合わすというのは難しいと思われる。



ガイダンスの記載内容を見直し

④ 共通事項

33) 都市計画GISを整備しているが、GISデータの更新ができて
おらず、毎年の都市計画基礎調査においては、GISデータではな
く、紙図面での回答を提出。都市計画基本図も紙図面のスキャ
ンを使用している。



デジタル化の必要性をガイダンスに記載

34) データ整備に関する手順書を整備してほしい。



作業手順書を作成

35) 標準製品仕様書に関して業務別になっていたほうが分かり
やすい。



製品仕様書に反映

36) 標準製品仕様書に関して空間処理で追加可能な属性は不要
ではないか。



作業手順書で補足（当該属性は任意）

37) データ整備負荷を軽減するため、多重度[1]（必須）となっ
ている項目は最低限としてほしい。自治体によって記録が残っ
ていない可能性のある項目は[0..1]（オプション）としてほしい。



ガイダンスに反映（段階的な準拠）

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

38) bldg:Buildingにbldg::measuredHeight（定義：計測により取得した建築物の地上の最低点から最高点までの高さ）があるが、従来の都市計画基礎調査の範疇では建築物の高さを測定しない。費用的な観点は考慮されているのか、それとも都市計画基本図作成・修正で3次元測定済建築物が作成されている前提と考えられているのかを確認して頂きたい。



作業手順書で補足。（当該属性は任意であり、また、基礎調査で全ての属性を取得する必要はない。）

39)（民間事業者）製品仕様に基づくデータ作成実績がないため、仕様書の理解や仕様書に基づくデータ作成に時間がかかる。



作業手順書を作成

40) 図郭単位や変化箇所のみなどの部分的な更新にも対応する仕様にしてほしい。



製品仕様書及び作業手順書に反映（部分更新の場合の品質評価等）

41) サンプルデータやサンプル製品仕様書、品質評価結果の様式がほしい。



作業手順書を作成（参考資料として添付する）

42) 段階的な整備に関するモデル紹介や支援策の検討が必要。これまでXMLに基づくデータ整備は行っておらず、CityGML化に伴う費用が増加する。CityGMLで統一化される場合、人材不足により地方公共団体の負荷のみが増大する可能性があるため、人材面、費用面で地方自治体への支援の強化を望む。



今後の技術支援策を検討

自治体・業界団体への意見照会結果（主な意見） (3)ガイダンスの内容に関する事項

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

①基本図

43) 固定資産課税用に撮影した航空写真が存在するものの、都市計画基本図作成に使用可能であることを明確にして欲しい。



ガイダンスに記載

②基礎調査

44) 個人情報関連が、参考資料8のアンケート結果からもわかるように最も課題であるにも関わらず、この内容を示す資料がない。現場では、このことが一番の課題であり、解決なくしてオープンデータ化は進まないと考える。



国からの通知を発出予定

③都市計画決定情報

45) オープンデータ化の動きがなかなか進まない理由を記載していただくとともに、その解決方法を追記していただいた方が良いと考える。



自治体からの変更意見（提案）をもとに再検討予定

46) オープンデータ化は、促進するべきと考えているが、都市計画データについては、元データがアナログであり、位置正確度が誤差を含んでいることや住民へ何十年も建築確認の指導をしてきた経緯があるので、留意事項の記載を要望したい。



今後要検討

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

47) 専門用語が多いので解説を追記いただきたい。

48) オープンデータとしての取り扱い方や利用上の注意点を明示する等の対応が必要と考える。

49) オープンデータ化を進めた際、ユーザー側だけでなく自治体に業務上どんなメリットがあり効果があるのかを示して欲しい。また、都市計画GISデータをオープン化することにより期待される効果についても先進事例等を掲載して頂くと、よりわかりやすくなるのではないか。

50) 都市計画GISデータと3D都市モデルの一体的な整備により整備費用が抑えられるとあるが、具体的な削減効果（削減費用）がイメージできない。また、これまでの2Dでの整備と比較すると負担は増加するため、3D化の費用対効果（メリット、ランニングコスト含む）を詳細に示してほしい。

51) オープンデータを目的としたCITYGML形式のデータ整備は、国土地理院が公開している基盤地図と同様、業務とは別の機関が対応することで広がっていくのではないか。
各市でGISのサイトを運営しているが、国で取りまとめる予定はないか

対応方針（案）

用語の定義や解説をガイダンスに記載予定（用語集を作成予定）

デジタル化に関する法令上の扱いはガイダンスに記載予定。

ガイダンスに追加整理予定

具体的な費用対効果を記載予定

G空間情報センター等の活用を検討

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

52) 製品仕様の要点をまとめた基準書があったほうがよい。地方公共団体職員が最低限把握すべき事項はなにか。

ガイダンスに反映
(標準製品仕様書の意義やポイントをまとめる。)

53) 部分更新について、庁内の既存資料による図面更新フローとなっている。資料から図形を作成した場合、空中写真測量による取得基準と異なり、公共測量作業規程にもない手法となっている。部分更新は公共測量申請を行わず、各庁内で利用にとどめた更新の認識か。また、全面更新の際、部分更新済み箇所についても取得基準が異なり修正対象になる認識か。

公共測量成果の考え方を整理の上、記載内容を再検討予定

54) 新ガイダンスに沿った新形式でのデータ作成やそれに伴うシステム改修の要否や、GISの運用管理への対応について示してほしい。

ガイダンス・システム編に記載予定

55) 「CityGML形式での標準化」というフレーズが唐突に登場する印象。次の段落の「具体的には」の前に「CityGMLは、3D都市モデルの記述、管理、交換のためのデータ形式である」という説明があるのではないか。この記載があると相互連携イメージの図が理解しやすい。

変更提案をもとに再検討予定

自治体・業界団体への意見照会結果（主な意見） (4)その他

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

①基本図

56) 都市計画基本図の更新は、なぜ義務化されていないのでしょうか。義務ではないし、地図は行政で作らなくていいと考える財政を説得することができません



基本図の更新の考え方について検討予定

57) 都市計画側で地理院写真を提供してもらおうとすると自治体ごとに協定を結ぶ必要があるように思うため、国や都道府県が一括締結できないか。また、国（国土地理院など）にて定期的に日本国土全域の航空写真や三次元点群データを取得していただきたい。静岡県では、県内全域の三次元点群データを県にて取得したと聞いている



地理院と要調整

②基礎調査

58) 他の本省からの調査への有効活用を図って欲しい



今後要検討

③決定情報

59) 法定図書は決定図書としての保管及び縦覧が中心であることが課題として挙げられているが、今後法定図書をデータのみにすることは想定しているか。



今後要検討

60) 古いデータの確認作業、データ整備、地形図修正、システム構築まで行うとなると市町村の財政状況からかなり厳しい。



デジタル化に伴う国庫補助等を活用した事例をガイダンス（コラム）に記載予定

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

③都市計画決定情報

61) 都市計画図書（1/2500）をオープンデータ化する際に、際限なく拡大されてしまうことに懸念（用途地域の境界など微妙なライン）

→ 検討会において技術検討・検証予定

62) 【ガイダンスへの追記要望】 データ公開にあたっては、都市計画は紙媒体で決定されており、紙からデータにする際には精度誤差を生む可能性がある旨を説明する必要がある。また、過去の指導（紙媒体根拠）との差分は、「デジタル化による都決線の位置及び敷地位置の特定精度の向上によるもの」と全国で統一した説明としておく必要がある。

→ 提案意見を参考に検討予定

②共通事項

63) 3D都市モデル整備の補助制度の紹介ページの内容追加要望。ユースケース開発が補助要件となっているため、事例を手厚く紹介して欲しい。検討出来るユースケースの規模は各自治体によって異なるため、簡易的なケースから先進的なケースまで、幅広く情報を掲載して欲しい。

→ ガイダンス本編（利活用編）にて紹介予定

64) 都市計画情報のデジタル化、都市計画変更に伴う都市計画図を検討中。当該デジタル化に伴う経費について活用できる国補助等を示して頂きたい。

→ デジタル化に伴う国庫補助等を活用した事例をガイダンス（コラム）に記載予定

地方公共団体・業界団体の主な意見質問

対応方針（案）

② 共通事項

65) ライセンスの問題無く、平易に簡易に誰でも利用可能なビューワーがほしい。



ガイドンスに記載（QGISなどの活用事例を紹介）

66) 導入後の研修や講習会が必要。



今後の技術支援策を検討

67) QAや問合せ窓口を設置してほしい。地方公共団体職員向けには専門的であり、事業者からの質問や検査等の対応ができない。



今後の技術支援策を検討

68) 都市計画情報を見たい、利用したいとの民間需要の発掘



関連アンケート結果等をガイドンスに記載予定

◆都市計画基礎調査実施要領に関する主な意見項目

別紙 1

項目	地方公共団体の主な意見質問	対応方針（案）
人口規模	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 年齢不詳の項目など、国勢調査の項目と統一してほしい。 	案分方法の考え方について検討予定
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 居住誘導区域、都市機能誘導区域の年齢階級別人口を集計するなら運用指針に誘導区域は原則基本単位区で設定すべきと書くとか、設定から評価まで一貫できるように制度設計をお願いしたい。また、実際年一で居住誘導区域人口は地整に報告をしており負荷が高い。 	集計方法の考え方について検討予定
昼間人口	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 昼間人口の算出方法が煩雑で現実的ではない（経済センサスは実施時期にムラがあり、令和4年11月現在、平成28年以降のデータがない）。出典の時期が一樣でないなど現実に即していないため、昼間人口の調査方法については簡易な方法となるよう再考いただきたい。 	算出方法や原典データの入手を含めて再検討予定
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 統計局に集計とその結果のe-Statでの公表をしていただくよう依頼や調整をお願いできないか。 ➤ 現行のデータ作成方法「国勢調査に基づく算出例」は削除しないでいただきたい。また、昼間人口分布図について、都市計画区域、市街化区域等の表示をするとあるが、集計表も他の項目同様、都市計画区域、区域区分、誘導区域などの区分で作成した方がよいと考える。 	
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 収集データについて、データを使用する優先順位を示していただきたい（使用するデータにより、作業内容や精度に差が生じるため、調査結果の均一化を図る観点によるものです）。 	収集データ（原典データ）に関する優先順位や強調表現について再検討予定
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 低未利用土地の調査方法が漠然としているため、具体的な調査方法やデータの参照先を明記していただくと、調査がしやすい。R3年度の改訂で低未利用土地フラグを立てることが追記されたが、ここまでののであれば、「未利用土地（用途に供されていない土地）」、「低利用土地（空き家、空き店舗等）」を分けてはどうか。 	低未利用土地の定義等について再検討予定
建物利用現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 収集方法は、建築確認申請を第一に収集するようにすべきと考える（考え方を統一）。建築確認申請では確認できないような部分（ex.建物用途の変更等）は、総合的に判断する等の取扱いにした方が、統一的な運用ができるのではないかと。 	原典データの収集方法や優先順位など意見をもとに再検討予定。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 空き家、空き店舗調査方法が漠然としているため、具体的な調査方法やデータの参照先を明記していただくと、調査がしやすい。 ➤ 耐火構造種別耐火構造を分類するための簡易な指標を明記していただきたい。 	現行の実施要領項目の調査方法やデータ参照先について意見をもとに精査（再検討）予定

参 考 资 料

【参考】自治体・業界団体への意見照会：業務発注にあたっての問題点や課題（発注仕様書のイメージの提示）

【設問】業務発注にあたっての問題点や課題について

10/20説明会での「地方公共団体担当者をお願いしたいこと2点（下図参照）」についてお聞きします。下記選択肢の中から当てはまるものをご回答いただき、業務発注にあたっての具体的な問題点や課題がございましたらご記入ください。

<業務発注にあたり地方公共団体担当者をお願いしたいこと（2点）>

①発注仕様書に「都市計画データ標準製品仕様書」に基づき納品することを規定

発注仕様書イメージ

（準拠法令等）

第〇条 本業務は、仕様書によるほか、次の各関係法令に基づき実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 測量法
- (3) 〇〇市公共測量作業規程
- (4) 地理情報標準プロファイル JPGIS2014
- (5) **都市計画データ標準製品仕様書**
- (6) …

…

（成果品）

第〇条 納入する成果品は以下のとおりとする。

- (1) **〇〇市都市計画データ拡張製品仕様書 ※**
- (2) 1/2,500都市計画基本図数値地形図データ
(CityGML形式)
- (3) 都市計画基礎調査データ (CityGML形式、CSV形式)
- (4) …

…

※独自に追加する項目が無ければ、データの整備範囲と整備時点を指定するのみ

②受託者に「都市計画データ標準製品仕様書」を配布

【参考】 地方公共団体向け説明会概要（デジタル社会における都市計画情報の高度化に向けた検討会）

【開催日時】 10/20（木） 13:30-16:30

【会議形式】 オンライン形式（Teams）

【対象者】 地方整備局等、都道府県、市区町村の都市計画・まちづくり関連部署ご担当者様
都市計画部局のみならず、政策企画部局やスマートシティ・DX・デジタル推進、防災担当等の庁内関係部局の方

【対象文書】 ①都市計画情報のデジタル化・オープンデータガイダンス 概要版（素案）
②都市計画データ標準製品仕様書（案）
③都市計画基礎調査実施要領（案）

【質問受付】 下記1)～4) 事務局説明中に**匿名にてオンライン質問意見受付**

< 説明会議事 >

(1) 事務局説明

- 1) 本検討会の検討事項・全体スケジュール
- 2) 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化について
- 3) 都市計画データ標準製品仕様書の概要
- 4) 都市計画基礎調査実施要領の改訂概要

(2) 質疑応答



本日の説明会に関する質問を受け付けます。

スマホでQRコードを読み取るか、PCで以下サイトにアクセスして質問を入力してください。

質問は匿名でも可能ですので、お気軽に入力ください。

<https://liveq.page/ja/sUCyVhJD8sQSmxxRXxS>



■ 使い方（スマホの場合）

これまでに出了された質問
いいね！を押すことができます
質問多数の場合は、いいね！が多い質問から取り上げます

新規の質問はこちらから

自治体・業界団体への意見照会結果（主な意見） ①都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス(概要版)

<10以上の回答があった主な項目を網掛け>

回答件数(件)	(2)2)ガイダンスページ項目の意見選択肢回答状況						合計
	内容の理解が難しい	内容の変更・強調等を要望したい	内容の新規追加を要望したい	内容の削除を要望したい	その他	無効・無回答	
本ガイダンスの目的とポイント[P1]	2	-	-	-	7	-	9
取り組み状況に応じた本ガイダンスの使い方[P3~4]	1	3	1	-	4	-	9
1.1 都市計画情報のデジタル化について[P6]	1	-	2	-	4	-	7
1.1.1 都市計画情報とは[P6~7]	4	5	-	1	41	-	51
1.1.2 都市計画情報のデジタル化の現状と課題[P8]	4	14	1	-	13	-	32
1.1.3 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化の経緯と現状[P9]	2	1	-	-	2	-	5
1.1.4 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化の必要性[P10]	-	2	4	1	1	-	8
1.1.5 デジタル社会の実現を見据えた都市計画情報のあり方[P11]	1	10	-	-	15	-	26
1.1.6 デジタル社会の実現に向けた都市計画情報の高度化の考え方[P12]	-	-	-	-	3	-	3
2.1 都市計画GISデータ整備の効率化・高度化[P14]	-	-	-	-	1	-	1
2.1.1 都市計画GISデータ整備における現状と課題[P14]	1	5	1	2	2	-	11
2.1.2 都市計画GISデータ整備の効率化・高度化の考え方[P15]	5	1	1	-	1	-	8
2.1.2(1)都市計画GISデータ整備の全体像[P16]	-	4	1	-	-	-	5
2.1.2(2)都市計画基礎調査の効率化・高度化[P17]	-	3	-	1	3	-	7
2.1.2(3)都市計画決定情報の高度化・効率化[P18]	-	-	2	-	2	-	4
2.1.3 都市計画GISデータ/3D都市モデルの一体的な整備[P19~21]	12	-	6	1	9	-	28
2.2.1 都市計画GISデータの標準化の意義[P22~23]	1	4	1	-	3	-	9
2.2.2 CityGMLによる標準化[P24]	-	-	1	-	2	-	3
2.2.3(1)国際標準に準拠したオープンデータフォーマットにもとづく高い汎用性の確保[P24]	1	-	1	-	-	-	2
2.2.3(2)ユースケースに応じた高い拡張性の確保[P25]	3	-	-	-	-	-	3
2.2.3(3)ジオメトリとセマンティクスの統合による高度な分析・シミュレーションへの対応[P25]	2	-	-	-	-	-	2
2.2.3(4)LODの概念にもとづく同一地物の一元的な管理の実現[P26]	2	-	-	-	-	-	2
2.2.3(5)中間フォーマットとしての異なるシステム/データ間での相互運用性の確保[P27]	1	1	-	-	-	-	2
2.3.1 改訂都市計画基礎調査実施要領の概要[P28]	1	-	1	-	9	-	11
2.3.2 改訂ドキュメントの位置づけと関係性[P29]	-	1	-	-	6	-	7
3.1 都市計画情報のデジタル化と利活用環境[P31]	1	1	1	-	1	-	4
3.2 都市計画GIS/統合型GISの概況[P32~33]	5	1	-	-	2	-	8
3.3 利用目的に応じた都市計画GIS/統合型利用目的に応じた都市計画GIS/統合型GISのシステム構成と導入例[P34~35]	2	-	2	-	3	-	7
3.4 都市計画GISの3D都市モデルとの都市計画GISの3D都市モデルとの連携[P36]	1	1	2	-	3	-	7
3.5 都市計画GISデータの活用の都市計画GISデータの活用の考え方[P37]	1	-	-	-	2	-	3
3.6 都市計画GISデータの活用例[P38~39]	-	-	-	-	-	-	-
4.1 都市計画GISデータのオープンデータ化により期待される効果[P41]	3	2	-	1	9	-	15
4.2.1 オープンデータ化の考え方と検討手順[P42]	2	1	5	-	9	-	17
4.2.2 都市計画GISのオープンデータ化の方法[P43]	2	-	2	-	11	-	15
複数回答、不明他	23	3	12	-	20	-	58
総意見数	84	63	47	7	188	-	389

自治体・業界団体への意見照会結果（主な意見） ②都市計画データ標準製品仕様書（案）

<10以上の回答があった主な項目を網掛け、意見無しの項目は非表示>

回答件数(件)	(3)4製品仕様書ページ項目の意見選択肢回答状況						
	内容の理解が難しい	内容の変更・強調等を要望したい	内容の新規追加を要望したい	内容の削除を要望したい	その他	無効・無回答	合計
1 概要 2 適用範囲 3 データ製品識別[P1~4]	11	-	1	-	5	-	17
4.1 はじめに[P5~9]	11	3	-	-	71	-	85
4.2.1 都市計画データ応用スキーマパッケージ図[P10~11]	-	14	-	-	10	-	24
4.2.2(1) 境界等[P12]	4	-	97	-	88	-	189
4.2.2(2) 交通施設[P13~15]	2	1	-	-	1	-	4
4.2.2(3) 建物等[P16]	-	1	-	-	-	-	1
4.2.3(1) 調書及び集計表[P23]	-	1	-	-	-	-	1
4.2.3(2) 人口[P24~26]	-	-	-	-	1	-	1
4.2.3(5) 建物[P32~34]	-	-	-	-	1	-	1
4.2.3(7) 交通[P37~39]	-	-	1	-	-	-	1
4.2.4 都市計画決定情報パッケージ[P48]	1	-	-	-	-	-	1
4.2.4(1) 都市計画区域、準都市計画区域 4.2.4(2) 区域区分[P49]	6	-	-	-	1	-	7
4.2.4(15) 市街地開発事業[P58]	-	-	8	-	-	-	8
4.2.4(16) 市街地開発事業等予定区域[P59]	-	-	8	-	-	-	8
4.3.1 基本的なデータ型[P64~65]	5	-	-	-	5	-	10
4.3.2 Core(CityGML)[P66]	-	-	-	-	96	-	96
4.3.3 Building(CityGML)[P67~69]	-	-	-	-	1	-	1
4.3.6 CityObjectGroup(CityGML)[P71~72]	1	-	-	-	-	-	1
4.3.11 Vegetation(CityGML)[P82~83]	-	-	-	-	1	-	1
4.3.13 UrbanObject(i-UR)[P84~95]	-	1	-	-	174	-	175
4.3.14(1) 都市計画基礎調査に使用する地物型及びデータ型[P95~143]	-	280	-	2	1	-	283
4.3.14(4) 地域地区[P148~191]	-	-	12	-	1	-	13
4.3.14(6) 都市施設[P201~243]	-	77	-	-	1	-	78
4.3.16 空間スキーマプロファイル(GML)[P297~299]	-	1	-	-	-	-	1
4.3.17 コードリスト及び列挙型(Enumeration)[P300~332]	-	25	18	-	187	-	230
5 参照系[P333]	-	15	-	-	-	-	15
6.1 標準製品仕様の品質要求 6.2 品質評価手順に関する共通事項[P334~335]	-	97	-	3	1	-	101
6.3.2 都市計画基礎調査データ及び都市計画決定情報データに対する品質要求及び評価手順[P341~343]	86	95	-	-	-	-	181
7.1 配布書式情報[P344~347]	-	1	1	-	-	-	2
7.2 配布媒体情報[P348~351]	2	96	-	-	-	-	98
8 メタデータ[P352~354]	-	68	1	-	1	-	70
9.1 都市計画データとの対応[P354~364]	-	15	-	-	94	-	109
9.2 妥当な幾何オブジェクト[P365~371]	-	92	-	-	1	-	93
9.3 製品仕様のプロファイル[P372~373]	-	-	-	-	6	-	6
Annex A 都市計画基礎調査調書及び集計表のための CSV 形式テンプレート[P374~375]	-	78	-	-	2	-	80
Annex B 都市計画基礎調査データの秘匿処理[P376~380]	6	-	-	1	5	-	12
複数回答、不明他	12	5	8	-	7	-	32
総意見数	147	966	155	7	761	-	2036

自治体・業界団体への意見照会結果（主な意見） ③都市計画基礎調査実施要領（案）

<3以上の回答があった主な項目を網掛け>

回答件数(件)	(4)2実施要領ページ項目の意見選択肢回答状況						
	内容の理解が難しい	内容の変更・強調等を要望したい	内容の新規追加を要望したい	内容の削除を要望したい	その他	無効・無回答	合計
C0101 人口規模[P2~3]	-	-	-	1	3	-	4
C0102 DID[P4]	-	-	1	-	-	1	2
C0103 将来人口[P5]	-	-	-	-	1	-	1
C0104 人口増減[P6]	-	1	-	-	-	-	1
C0105 通勤・通学移動[P7]	-	1	-	-	-	-	1
C0106 昼間人口[P8~9]	1	1	-	-	4	-	6
C0201 産業・職業分類別就業者数[P10~11]	-	-	-	-	1	-	1
C0202 事業所数・従業者数・売上金額[P12~13]	-	1	-	-	-	-	1
C0301 区域区分の状況 [P14]	-	1	-	-	-	-	1
C0302 土地利用現況[P15~18]	1	7	2	-	2	-	12
C0303 公有地の状況[P19]	1	1	-	-	-	-	2
C0304 宅地開発状況[P20~21]	-	1	-	-	-	-	1
C0305 農地転用状況[P22~23]	1	1	-	-	-	-	2
C0306 林地転用状況[P24~25]	-	2	-	-	-	-	2
C0307 新築動向 [P26]	-	2	-	-	-	-	2
C0308 条例・協定[P27]	-	-	1	-	-	-	1
C0309 農林漁業関係施策適用状況[P28]	-	-	-	-	-	-	-
C0401 建物利用現況[P29~43]	3	6	6	-	11	-	26
C0402 大規模小売店舗等の立地状況[P44]	-	-	-	-	-	-	-
C0403 住宅の所有関係別・建て方別世帯数[P45~46]	-	-	-	-	-	-	-
C0501 都市施設の位置・内容等 [P47]	-	-	-	-	-	-	-
C0502 道路の状況 52[P48~49]	-	-	-	-	-	-	-
C0601 主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度[P50]	-	-	-	-	-	-	-
C0602 自動車流動量[P51]	1	-	-	-	-	-	1
C0603 鉄道・路面電車等の状況[P52]	-	-	-	-	-	-	-
C0604 バスの状況 57[P53]	-	-	-	-	2	-	2
C0701 地価の状況[P54~55]	1	1	-	-	-	-	2
C0801 地形・水系・地質条件[P56]	1	-	-	-	-	-	1
C0802 気象状況[P57]	-	1	-	-	-	-	1
C0803 緑の状況[P58~59]	-	-	-	-	-	-	-
C0804 動植物調査[P60]	-	-	-	-	-	-	-
C0901 災害の発生状況[P61~62]	-	-	-	-	-	-	-
C0902 防災施設の位置及び整備の状況[P63]	-	-	-	-	-	-	-
C1001 観光の状況[P64~65]	-	1	-	-	-	-	1
C1002 景観・歴史資源等の状況[P66]	-	-	-	-	-	-	-
C1003 レクリエーション施設の状況[P67]	-	1	-	-	-	-	1
C1004 公害の発生状況[P68]	1	-	-	-	-	-	1
複数回答、不明他	9	6	1	1	8	-	25
総意見数	20	35	11	2	32	-	101

都市計画情報の今後のあり方 ～都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス（案）～

H17に「都市計画GIS導入ガイダンス」を策定し、一定程度、地方公共団体におけるGISの導入は進展

- ・デジタル社会形成基本法やデジタル田園都市国家構想など、政府を挙げた「デジタル社会」実現のための取り組み
- ・スマートシティや「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン（Ver1.0）」など、まちづくり分野でのデータ活用の取り組み

新ガイダンスのポイント：都市計画GIS等デジタル化ツールの「導入」から「情報の利活用」へ

ポイント①

デジタルによる正確かつ効率的なデータ整備・更新、3D都市モデルとの一体整備

- 👉 都市計画情報について、デジタルでの取得・納品・CityGML形式での整備を基本とします。これに対応するため、「都市計画基礎調査の実施要領」を改訂し、「都市計画情報標準製品仕様書」を新たに制定します。

ポイント②

様々な社会課題に対応する分野横断的なデータ利活用環境の整備

- 👉 都市計画のみならず様々な課題解決に資するようなデータ利活用環境の整備を推進します。

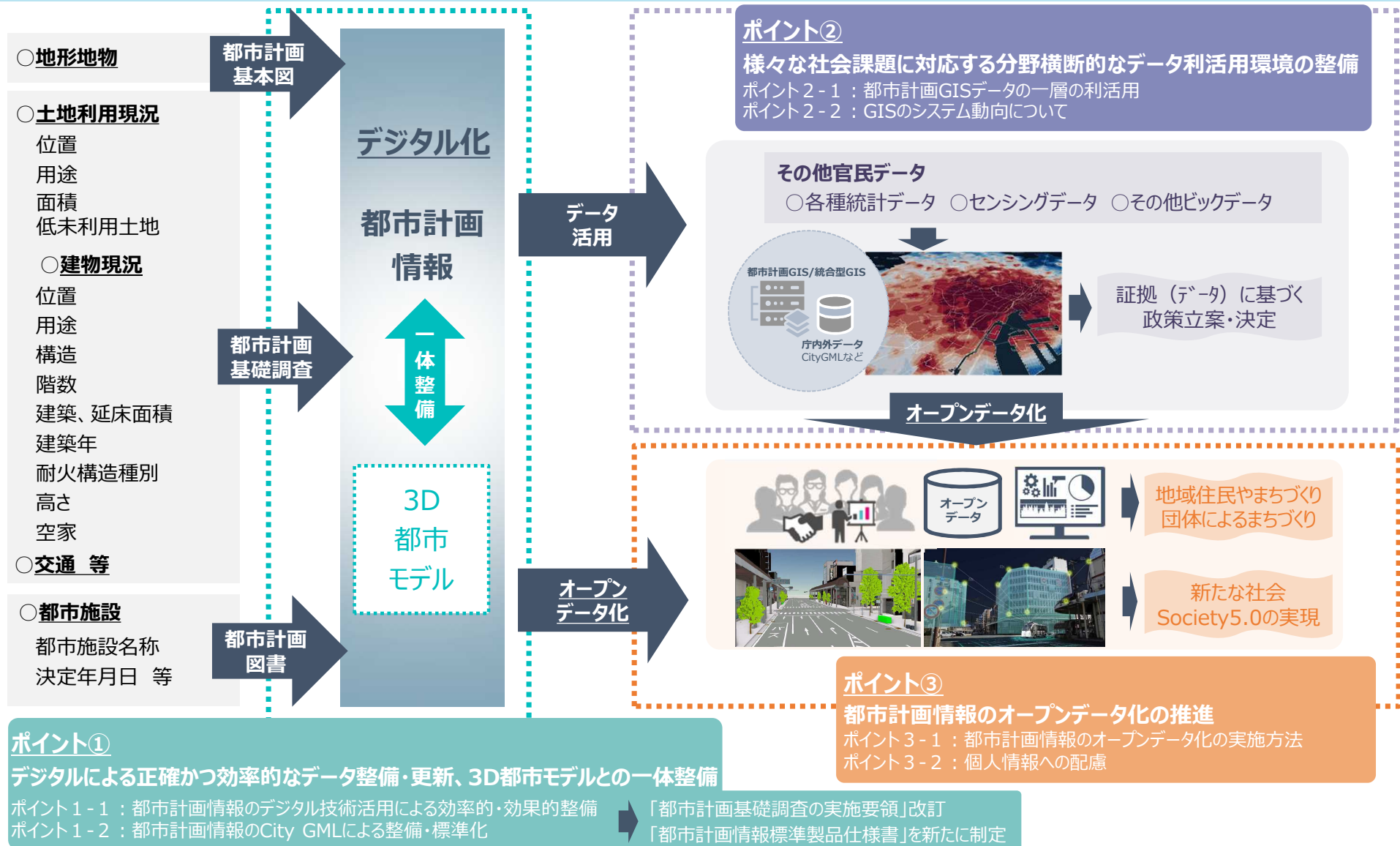
ポイント③

都市計画情報のオープンデータ化の推進

- 👉 都市計画情報について、できる限りオープンデータ化を進めることを基本とします。そのため、個人情報の取り扱いについて整理をします（現在調整中）

都市計画の高度化・効率化のみならず、デジタル技術を活用した多様で豊かな生活の実現へ

都市計画情報のデジタル化・オープン化のポイント（ポイント①～③の関係図）



都市計画情報をデジタル化・オープン化することの必要性①（法律等による規定）

官民データ活用推進基本法では、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講じることが義務付けられる等、法律等による規定が設けられている

○ 官民データ活用推進基本法（2016）

- 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。（第11条）

（官民データとは）第2条抜粋 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

○ オープンデータ基本指針（2017）

- 地方公共団体は、官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえてオープンデータを推進することが求められる。（第6条）

○ デジタル社会形成基本法（2021）

- 官民連携を基本とし、国は、データ利活用や連携基盤整備等の、多様な国民のニーズに応えるサービス提供に必要な環境整備を行うとともに、行政自らもユーザ視点に立った新しいサービスを提供
- 施策の策定に係る基本方針：多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）等

○ まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン（ver1.0）（2022）

- まちづくりに関する官民の多様なデータのオープンデータ化を進め、市場創出／オープン・イノベーションを実現

都市計画情報をデジタル化・オープン化することの必要性①（法律等による規定）

都市計画法においては、公聴会・説明会や公告縦覧等の住民への情報提供の手続きにおいて、都市計画の妥当性についての説明を尽くし、住民に十分な意見陳述や熟慮の機会を与えることを趣旨とする規定が設けられている

○ 都市計画法

- 都市計画の案を作成しようとする場合は、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（法第16条1項）
- 都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、公告縦覧に供しなければならない。（法第17条1項）

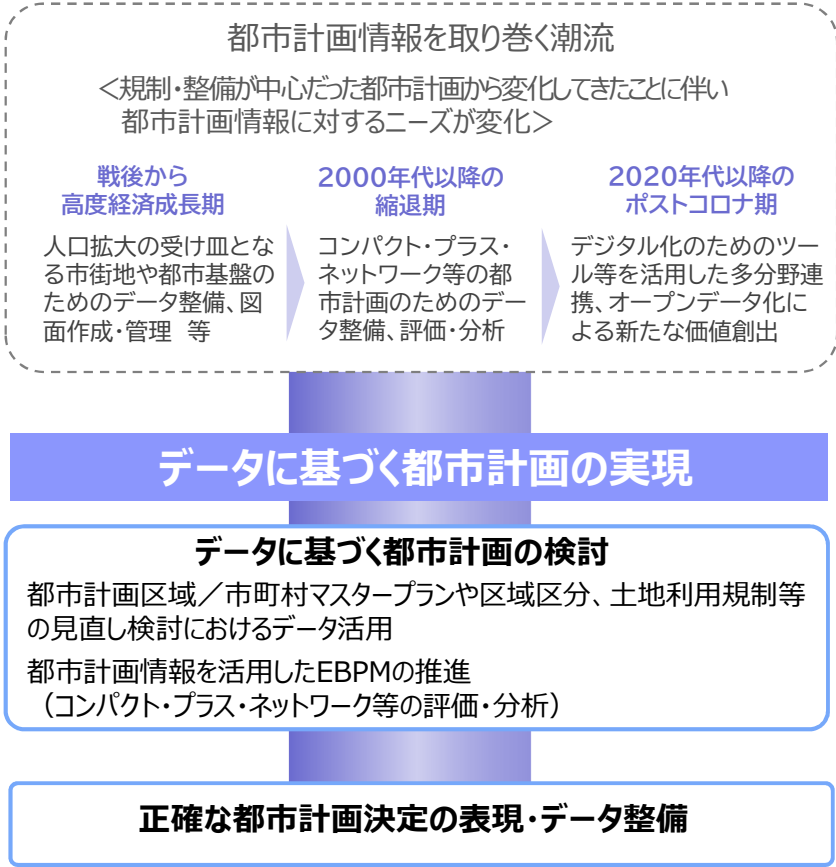
○ 都市計画運用指針（第12版）（2022.4）

- 都市計画の決定・変更は、その決定が住民に理解され、受け入れられることが重要。このため、都市計画そのものの公表はもとより、その理由の説明についても、住民への情報提供として都市計画運用における重要な要素。（指針 P.9）
- （法第17条1項関係）これは、都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることとしたものである。したがって、理由書において、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、「都市計画の都市の将来像における位置づけ」、「用途地域や都市施設等の具体の配置の理由等について、… 当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明するべきである。（指針 P.341）

都市計画情報をデジタル化・オープン化することの必要性②（都市計画上の理由）

都市計画・まちづくり領域においても、都市計画情報をはじめとするデータに基づく都市計画の検討が求められており、その基礎となるデジタル化・オープンデータ化が肝要である

- デジタル技術の発展により様々な情報のデータ化が進みつつあり、客観的なデータに基づいた政策立案（EBPM）や政策におけるデジタル技術の活用の重要性がますます高まっている。
- まちづくり領域においても、都市計画の立案や都市計画行政のなかで、都市計画情報をはじめとする様々な都市データを活用することが求められており、その基礎となるデジタル化・オープンデータ化は必須となっている。また、防災など他分野との連携においても、データの活用・重ね合わせ・連携等が必要である。



都市計画情報をデジタル化・オープン化することの必要性③（デジタル社会への貢献）

都市計画情報は幅広い都市マネジメントへの活用に加え、他分野連携を見据えた環境整備（情報のデジタル化）や将来的な官民データ活用（オープンデータ化）を目指すことで、市民の多様で豊かな生活（多分野におけるオープンイノベーションの創出等）を実現することができる

デジタル技術を活用した多様で豊かな生活の実現

多分野連携（庁内他部署）、官民データ活用（庁外）による価値創出



多分野連携
の視点

都市計画のみの活用から、庁内他部署と連携することで、防災やスマートシティ等の幅広い都市マネジメントに活用（都市計画基本図がデータ連携のハブとして期待）



官民データ活用
の視点

オープンデータ化により官民データの連携を進めることで、様々な分野におけるオープン・イノベーションを創出（新たな都市関連サービスやソリューション開発等）

都市計画関連業務の精緻化・詳細化



データ整備
の視点

都市計画基本図と都市計画基礎調査の一体整備による鮮度の高い（タイムリーな）データ整備、標準仕様に基づく全国均質なデータ整備、外部データを活用したデータ精度の向上（2500レベルと250レベルのハイブリッド地図等）



データ活用
の視点

均質なデータに基づく広域分析の実施、GIS機能を活用した施策検討支援（例：立地適正化計画検討における各種施設の人口カバー率等の把握）

窓口業務（日常業務）の効率化



効率化
の視点

庁内窓口システムによる都市計画図書の閲覧対応（窓口用途証明発行）、開発許可申請や建築確認申請等対応の省力化、図面等の省スペース化

庁外・庁内他部署

庁内（都市計画部署）

都市計画情報をデジタル化・オープン化することのメリット

様々な既存データ活用等による効率的な情報収集・データ整備を通じて、都市計画情報のデジタル化を推進することで、庁内における共用空間データ（共通基盤）としての活用や、オンライン化による窓口業務の負担軽減等による行政コスト削減に寄与。

◆都市計画情報の効率的な整備・活用(例)

○都市計画基本図

- 様々な既存データ活用によるデータ整備コスト削減
(さいたま市の例：他部署(固定資産税部局)が行う航空写真の活用、AIによる航空写真の2時点比較に基づく自動変化抽出 等)
- 共用空間データとしての活用、庁内各部署における各種地図等作成の省力化

○都市計画基礎調査

- 様々な既存データ活用によるデータ整備コスト削減
- 防災や地域・産業振興等の各種施策検討のための情報整理・資料作成の省力化

○都市計画決定データ

- 法定図書のオンライン縦覧や各種申請業務の省力化を図るなど、窓口業務の負担軽減（行政のみならず民間企業にもメリットあり）

◆都市計画情報のデータ整備の効率化・高度化(例)

都市計画基本図データの整備	
 効率化	<ul style="list-style-type: none">● 庁内連携：既存データ活用による整備費用の削減● 庁内連携：共用空間データとしての全庁連携による整備● 庁外連携：複数の市町村や庁外組織との共同発注によるコスト削減
 高度化	<ul style="list-style-type: none">● 衛星データを活用した都市計画基本図の更新手法の実証● AI等を活用した変化抽出の精度向上と効率化
都市計画基礎調査データの整備	
 効率化	<ul style="list-style-type: none">● 衛星データとAIを活用した土地利用（低未利用地）などの自動検出● 建築確認申請データのGIS化による基礎調査業務の効率化
 高度化	<ul style="list-style-type: none">● 衛星データ活用による更新周期の短縮● まちづくりニーズに対応した独自項目などの追加整備
都市計画決定データの整備	
 効率化	<ul style="list-style-type: none">● 都市計画決定情報のデジタル化・GIS化による不動産ID等との連携● 都市計画規制等の3D表示によるシミュレーション
 高度化	<ul style="list-style-type: none">● 法定図書のオンライン縦覧による行政コストの削減● GISデータとしての整備による各種都市計画行政サービスの効率化